

令和 8 年度 常総市立石下中学校 いじめ防止基本方針

本校では、いじめの問題の克服に向けて、常総市立石下中学校いじめ防止基本方針（以下「石下中学校の基本方針」という。）を策定した。

「いじめは、いじめを受けた生徒等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである」ことに鑑み、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、いじめの防止等のための対策に関し、基本方針を定め、学校の教育活動全般にわたって取り組んでいくものとする。また、いじめはどの学校にもどの子にも起こりうるとの認識に立ち、全教職員の共通理解のもと学校組織全体で未然防止に努めるものとする。

今後、この「石下中学校の基本方針」に基づき、学校、地域住民、家庭、その他関係機関等と協力して、いじめの防止等に全職員が一丸となり「いじめをしない、させない、許さない」という認識を共有し、いじめの根絶に取り組んでいく。

1 いじめの防止等に関する基本的な考え方

(1) いじめの定義

いじめとは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」（法第 2 条第 1 項）をいう。

(2) 基本理念

- ・ いじめは絶対に許さない。
- ・ いじめはどの生徒にも、どの学級や集団にも起こり得る。
- ・ いじめの兆候をいち早く把握し、迅速に対応する。
- ・ いじめは生命や身体に重大な危険が及ぶ事態が発生することもある。
- ・ いじめられている子どもを最後まで守り抜く。
- ・ いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組む。

(3) いじめの禁止

法第 4 条「児童等は、いじめを行ってはならない。」を遵守する。

(4) 教職員の認識すべき事項

いじめの防止等に関しては、以下の 5 点を全職員が認識して取り組む。

- ・ いじめはどの生徒にも起こりうる、またいじめはどの生徒も被害者にも加害者にもなりうるため、日常的に生徒の行動を把握する。
- ・ 何がいじめなのかを具体的に挙げ、生徒と教職員がいじめはどのようなことなのかについて常に意識する。
- ・ いじめの未然防止には、生徒が主体的に参加できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行う。
- ・ いじめは大人が気付きにくい形で行われるため、早期発見には、些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、積極的に認知し、対応する。
- ・ いじめの報告を受けた場合、特定の教職員で抱え込まず、組織的に被害生徒を守り、加害児童に毅然とした態度で指導をする。

(5) 目標

いじめの防止等の取組については、以下の 5 つの取組を図ることを本校の取組目標とする。

- ・ 未然防止への取組
- ・ 早期発見への取組
- ・ 早期解消への取組
- ・ 関係機関との連携
- ・ 教職員研修の充実

2 「石下中学校いじめ防止対策会議」の設置

いじめの防止等を実効的に行うため、次の機能を担う「いじめ防止対策会議」を設置する。

(1) 会議の構成

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、保健主事、特別支援コーディネーター、養護教諭、該当学年主任、該当担任、その他校長が必要と認める者で構成する。（スクールカウンセラーは必要に応じ構成員とする。）

(2) 校長は会議をとりまとめ、会議を代表する。

(3) 会議は次に上げる事務を所掌する。

- ・ 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。
- ・ いじめの未然防止や早期発見に関すること。
- ・ いじめ問題の確認とその対応に関すること。
- ・ いじめ問題の具体的な対応策を検討すること。
- ・ いじめの相談窓口として相談を受けること。
- ・ 教職員研修の企画、立案に関すること。

(4) 会議は校長が招集する。

(5) 会議は次の区分で招集する。

月 1 回を定例会とし、いじめの兆候を把握した場合やいじめの相談情報があった場合、その都度臨時会とし招集する。

(6) その他、会議の運営に必要な事項は、校長が決定する。

3 いじめの防止等に関する措置

(1) 未然防止

ア 授業、学級活動や学校行事

授業、学級活動や学校行事においては、生徒が自らの行動を自分で選択し、相手との関わりの中で行動する活動を通して、自己指導能力（そのとき、その場で、どのような行動が適切か、自分で考えて、決めて、実行する能力）を高め、いじめに向かわない態度、能力を育成する。また、自他の意見の相違があっても、互いを認め合いながら建設的に調整し、解決していける力や、自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを判断して行動できる力など、生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図れる能力を育てる。

(ア) 授業及び学びの時間においては、言語活動を定期的に、かつ効果的に取り入れ、生徒同士のコミュニケーション活動を通して、生徒の自己有用感（他者との関係の中で、「自分は役に立っている」など、自分の存在を価値あるものと受け止められる感覚）や共感的理解（その人そのものを理解すること）の能力を培い、自己指導能力を高める。

(イ) 学級活動での話し合い活動や体験活動等を、生徒が主体的に取り組めるように工夫することによって、生徒同士の絆を深め、かつ社会性を育む。また、生徒が協力して行う活動を工夫することによって、いじめの起こりにくい学級の環境をつくりだす。

(ウ) 障害への理解を深めるための指導や互いの違いを認め合うことができる学級経営を行うことによって、学級を生徒が安心して何でも話し合える居場所にする。

イ 委員会活動、学校行事

いじめに向かわない生徒を育成するため、生徒会委員会活動、学校行事の中で、全ての生徒が主体的に活躍できる場面や役割を設定し、生徒が他の生徒から認められる体験をもつことによって、自己肯定感また、自己有用感をもたせる。

また、体験活動やボランティア活動等を通して、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重できる態度を養う。

ウ 教育相談と個別面談

いじめの問題が深刻になる前に、いじめを認知し適切な対応がとれるよう、日頃から生徒と接する機会を多くもち、生徒が教職員と相談しやすい関係を構築する。

また、定期的に行う生徒との個別面談の際にも、自分自身だけでなく、他の生徒がいじめの被害を受けていないか等の情報を収集する。さらに、必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を活用し、教育相談体制を整える。

- ・日頃から担任や授業担当者が、生徒と気軽に話せる関係を構築する。
- ・定期的に行う個別面談の際に、いじめの被害を受けていないかどうか確認する。
- ・いじめと断定できない場合でも、生徒の訴えを傾聴する。
- ・教職員間で情報を共有し、複数の教職員で観察・支援等を行う。
- ・必要に応じて、個別に話を聞く時間を設ける。

エ 教育活動全体を通して

いじめはどの生徒にも起こりうるという視点で、全ての教育活動を通して、生徒の観察等を行うことで、生徒の変化を敏感に察知し、いじめを受けているという兆候を見逃さないよう努める。特に、些細な兆候であってもいじめではないかと疑われる場合、当該生徒へ個別に声かけや相談等早い段階から関わりをもち、的確に状況の把握をする。

- ・遅刻・早退が多い。また、休みがちである。
- ・朝の会等で、いつもより元気がない。
- ・授業中の言語活動等の話し合い活動で、他の生徒とあまり話さない。
- ・休み時間に教室にいられない。また、職員室や保健室に行く回数が多い。
- ・親しかった友達との交流がなくなる。

オ 生徒の主体的な活動

いじめの被害を受けている生徒が一人で抱え込むことなく、友人に悩みを打ち明けることができるよう、仲間同士による支援活動であるピア・サポート等の互いに認め合い支え合う主体的な活動を支援する。

カ インターネットを通じて行われるいじめ

インターネットを通じて行われるいじめは発見しにくいいため、生徒から定期的に情報を収集し、その把握に努める。また、インターネット上で情報が拡散すると完全な消去が困難であることから、生徒がインターネットの使用について自ら判断し適切に活用できるよう、発達段階に応じた情報モラル教育を推進する。

(2) 早期発見

教職員は、いじめはどの生徒にも、どの学校においても起こりうるという共通認識をもち、全ての教育活動を通じて、生徒の観察等を行うことで、変化を敏感に察知し、いじめを受けているという兆候を見逃さないよう努力する。毎月1度アンケートを実施するとともに、特に、些細な兆候であってもいじめではないかと疑われる場合、早い段階から生徒へ個別に声かけや相談等の関わりをもち、的確に状況の把握を行う。

ア アンケート調査

いじめに関するアンケート調査を月に1回行い、いじめの早期発見に努める。アンケートには、学校で起こったいじめのみでなく、学校外で起こったいじめもアンケートに記入させる。また、自分や自分の身の回りで起きているいじめについても記入させる。その際、いじめであると特定できなくても、疑わしい状況があれば記入するよう指導する。

イ 保護者との連携

学校での生徒の様子や学校の取組を、必要に応じて随時家庭に連絡するなど、日頃から保護者との連携を密にすることによって、家庭で少しでも生徒の変化に気付いた場合、保護者から学校へ気軽に相談してもらえる関係づくりに努める。

ウ 相談窓口の周知

生徒がいじめ問題について SOS を発信することができる相談窓口の周知に努め、いじめを受けた生徒やその保護者のみでなく、周りの友達や大人からも広く情報を収集し、いじめの早期発見、早期対応、解消を図る。

- ・「24時間子供 SOS ダイアル」(文部科学省)、「茨城県いじめ・体罰解消サポートセンター」、「いばらき子供 SNS 相談」等の周知に努める。
- ・常総市適応指導教室(かしのきスクール)における教育相談事業及びその事業を通じた支援内容の周知に努める。
- ・オンライン相談窓口の活用

(3) 早期解消

いじめの連絡や相談を受けた場合、速やかに被害者の安全を確保するとともに、「いじめ対策会議」の「臨時会」を開き、校長のリーダーシップの下、当該いじめに対して組織的に対応する。

ア 被害者の保護

いじめの行為を確認した場合、いじめられている生徒を守り通すことを第一とし、全職員が協力して役割分担を明確にして被害者の心のケアに努める。また、被害者の保護者へ速やかに連絡を取り、状況の説明を行うとともに、家庭での心のケアや見守りを依頼する等、協力して対応する。

イ 実態の把握

被害者、加害者及び周辺の生徒から十分に話を聴き、いじめの事実を確認する。また、アンケート調査等を実施し、速やかに実態の把握を行う。学校だけでは解決が困難な場合、事案に応じた専門機関等と連携し、解消に向けた対応を図る。

ウ 加害者への対応

加害者に対しては、いじめをやめさせ、毅然とした姿勢で指導をする一方、しっかりと寄り添い、社会性の向上等、生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行い、いじめを繰り返さないよう支援する。また、加害者の保護者へ速やかに連絡を取り、状況の説明を行うとともに、被害者やその保護者への対応に関して必要な助言を行う等、協力して対応する。

エ インターネットを通じて行われるいじめへの対応

生徒がインターネット上に不適切な書き込み等を行った場合、被害の拡大を避けるため、削除させる等の指導を行い、削除ができない場合にはプロバイダに削除を求めるなどの措置を速やかに講じる。インターネット上に生徒を中傷する書き込みがされた場合、掲示板等のURLを控えるとともに、書き込みのある部分をプリントアウトする等の対応をして内容を保全し、それを基に書き込みの削除依頼を掲示板等の管理者宛に行う。

オ 重大事態の調査と報告(詳細は6)

いじめを背景とした重大事態について、いつ、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、詳細かつ速やかに調査する。その調査結果については、関係機関に報告する。

4 関係機関等との連携

いじめの問題への対応については、学校や教育委員会においていじめる生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合、必要に応じて関係機関との適切な連携を図る。そのため、平素から警察署等の関係機関の担当者との情報交換等を通して、情報共有体制を構築する。

(1) 保護者

保護者の集まる学校行事や個別面談において、保護者と連携していじめの対応等を行う関係づくりをする。また、法第9条1項「保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する生徒等がいじめを行うことのないよう、当該生徒等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。」の周知を図る。さらに、個別面談等でアンケート調査や聞き取り調査を行い、生徒の家庭での状況を的確に把握するなど、密接に連絡を取り合い、いじめが起こった場合、速やかに被害者と加害者それぞれの保護者に連絡し、三者が連携して適切な対応を行う。

(2) 地域

校外における生徒の状況を的確に把握するため、日頃から民生委員や地域住民等と連絡を取り合う。いじめが起こった場合、必要に応じて、協力しながら対応する。

(3) 関係機関

学校だけの対応では問題を解消することが困難であると判断した場合、速やかに警察、生徒相談所、法務局等の関係機関に相談する。なお、いじめられている生徒の生命又は身体の安全が脅かされているような場合、直ちに警察に通報する。

(4) 学校以外の団体等

塾や社会教育関係団体等、学校以外で起きたいじめの連絡を受けた場合、その団体等の責任者や、生徒が在籍する学校と連携して対応する。

(5) その他

いじめに関係する生徒が複数の学校に及ぶ等の場合、関係する学校と連携していじめの問題に対応する。

5 教職員研修の充実

いじめの問題についての教職員の共通理解と指導力の向上を図るために、全教職員の参加による校内研修の充実を図る。

(1) 実践的研修

カウンセリング演習等の実践的な内容をもった校内研修を積極的に実施し、いじめの未然防止、早期発見、早期解消等に向けた技能の習得、向上を図る。

(2) 事例研究

事例研究を通して、具体的な対応方法について理解を深め、いじめの対応の実践力の向上を図る。特に、教職員が一人で抱え込まず、組織で対応するという共通認識を図る。併せて、同種のいじめの再発を防止する。

(3) インターネットを通じて行われるいじめへの対応

インターネットを通じて行われるいじめに対応するため、絶えず最新のインターネット環境等に関する研修を行い、教職員全体の情報モラルへの理解を深める。

6 重大事態への対処

生徒がいじめにより、生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合、又は相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合、次の対処を行う。

①発見者 → 担任 → 学年主任 → 生徒指導主事 → 教務主任 → 教頭 → 校長

②校長 → 市教育委員会へ

- ・緊急時は、臨機応変に対応
- ・特別支援教育コーディネーターや養護教諭、スクールカウンセラーなど専門的な立場から積極的に対応
- ・必要に応じて、警察等関係機関と連携

・被害者保護

いじめの被害を受けた生徒の生命又は身体の安全を確保するとともに、情報を提供した生徒を守るための措置を講ずる。

・加害者対応

いじめの加害生徒に対しては、毅然とした対応でいじめをやめさせるとともに、しっかりと寄り添い、いじめを繰り返さないよう指導、支援する。

・調査結果報告

調査結果については、県教育委員会に報告するとともに、いじめを受けた生徒と保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を積極的にかつ適時、適切な方法で提供する。

・解消と再発防止

いじめの被害を受けた生徒に対しては、継続的な心のケア等、落ち着いて学校生活を送ることができするための支援や、適切な学習に関しての支援等を行う。加害生徒に対しては、適切な指導を行うとともに継続的に見守り、再発の防止に努める。

・同種事態の発生防止

当該事態の事実真挚に引き合い対応することによって、同種の事態の発生を防止する。

7 学校評価におけるいじめに関する取組の評価

いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、本校のいじめ問題対応の取組を評価する。

年間計画

月	計 画	月	計 画
4 月	・ いじめの定義の確認 (生徒・保護者・職員) ・ 学級目標作成 ・ 学校生活アンケート ・ いじめ防止対策委員会	10月	・ 学校生活アンケート ・ いじめ防止対策委員会
5 月	・ 生徒総会 ・ 教育相談 ・ 学校生活アンケート ・ いじめ防止対策委員会	11月	・ あいさつ運動 ・ 学校生活アンケート ・ いじめ防止対策委員会 ・ 教育相談 ・ 三者面談
6 月	・ 学校生活アンケート ・ いじめ防止対策委員会 ・ いじめゼロサミット	12月	・ 学校生活アンケート ・ いじめ防止対策委員会 ・ 人権集会
7 月	・ あいさつ運動 ・ 学校生活アンケート ・ いじめ防止対策委員会 ・ 学校評価 ・ 三者面談	1 月	・ 学校生活アンケート ・ いじめ防止対策委員会 ・ 学校評価
8 月	・ いじめ防止対策委員会 ・ 教職員研修 ・ 学校評価の分析	2 月	・ 学校生活アンケート ・ いじめ防止対策委員会 ・ 学校評価分析 ・ 教育相談 ※いじめ防止基本方針の見直し
9 月	・ 学校生活アンケート ・ いじめ防止対策委員会	3 月	・ 学校生活アンケート ・ いじめ防止対策委員会